

岡山労働局発表

令和7年11月28日

岡山労働局労働基準部賃金室

賃金室長 黒田 和美

賃金指導官 中本 弘一

電話 (086) 225-2014 (直通)

岡山県の特定最低賃金（産業別）

時間額 44円～65円の引上げを答申

本日（11月28日）までに、県内の特定の産業で働く労働者に適用される特定最低賃金について、岡山地方最低賃金審議会（会長 西田 和弘）は、別紙のとおり、時間額を44円～65円引き上げるよう、岡山労働局長（森實 久美子）に答申しました。

これを受けて、岡山労働局長は、順次、異議申出等の手続きを経て改正決定を行うこととしておりますが、既に2業種については、効力発生年月日まで確定しております（最も早い業種は鉄鋼業で12月27日から効力が発生）。

各産業の専門部会においては、物価高騰、人材確保等の対応として最低賃金引き上げが必要との意見、人件費や原材料高騰等の価格転嫁が遅れており、厳しい経営が続いている等の意見があり、各産業の実情等を踏まえて慎重かつ丁寧な審議が行われました。

岡山労働局では引き続き、最低賃金の周知等を行うとともに、助成金等の賃金引上げ支援パッケージの周知・利用勧奨など、賃金を引き上げやすい環境整備に一層取り組みます。

今年度は、44円～65円の
引き上げとなります。



別 紙

特定最低賃金の答申額（岡山県内の特定の産業の労働者に適用されます。）

※ 効力発生予定年月日は、異議申出が無い等の場合

最 低 賃 金 の 件 名	改 正 後 の 時 間 額 (引上げ額／引上げ率)	改 正 前 の 時 間 額	効 力 発 生 予定年月日※
耐火物製造業最低賃金	1, 0 7 4 円 (4 8 円／4. 6 8 %)	1, 0 2 6 円	令和 8 年 2 月 4 日
鉄鋼業最低賃金	1, 1 6 6 円 (6 4 円／5. 8 1 %)	1, 1 0 2 円	令和 7 年 1 2 月 2 7 日 (確定)
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、 冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機 械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用 機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、 真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・ 同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械 器具製造業最低賃金 (略称：一般機械器具製造業最低賃金)	1, 1 0 3 円 (4 9 円／4. 6 5 %)	1, 0 5 4 円	令和 8 年 1 月 1 7 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金 (略称：電気機械器具製造業最低賃金)	1, 0 9 0 円 (6 5 円／6. 3 4 %)	1, 0 2 5 円	令和 8 年 1 月 4 日
自動車・同附属品製造業最低賃金	1, 0 8 3 円 (4 4 円／4. 2 3 %)	1, 0 3 9 円	令和 8 年 1 月 2 1 日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1, 1 5 9 円 (6 5 円／5. 9 4 %)	1, 0 9 4 円	令和 8 年 1 月 1 日 (確定)
各種商品小売業最低賃金	今年度は、金額改正がありません。 現在の岡山県最低賃金（令和 7 年 1 2 月 1 日以降の場合、 1, 0 4 7 円）が適用されます。		

*業種分類は、日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改定）に基づくものです。

ただし、各種商品小売業の業種分類は、日本標準産業分類（平成 2 5 年 1 0 月改定）に基づくものです。

注 1）次の賃金は最低賃金に算入されません。

- ①精皆勤手当・通勤手当・家族手当 ②時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金 ④ 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金

注 2）特定最低賃金が適用されない労働者について

上記の一覧表に掲げる業種の事業場は、それぞれ該当する特定最低賃金が適用されますが、次の場合は「岡山県最低賃金」が適用となります。

- ① 1 8 歳未満又は 6 5 歳以上の者。
- ②雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの。
なお、「岡山県鉄鋼業」「岡山県自動車・同附属品製造業」「岡山県船舶製造・修理業、船用機
関製造業」については、雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの。
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

※特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。